

令和9・10 年度鳥取県建設工事 入札参加資格審査申請にかかる手続きについて

—目次—

1 資格申請について

認定の期日を定めて行います。新規申請、工種追加される際はご覧ください。

2 特殊工事について

特殊工事の資格を有している者（新規で申請する者を含む。）が対象です。

3 建設工事入札参加資格における変更届等について

申請時から変更があった場合（技術者の変更含む）の届出方法を記載しています。

令和9・10 年度 資格認定に係る申請について

以下の日程で申請受付を行います。次ページ以降を参照の上、申請手続きを行ってください。

受付期間			認定期間
第 1 期	第 1 回	令和8年10月1日～令和9年1月31日	令和9年4月1日～令和11年3月31日
	第 2 回	令和9年4月1日～令和9年4月30日	令和9年7月1日～令和11年3月31日
	第 3 回	令和9年7月1日～令和9年7月31日	令和9年10月1日～令和11年3月31日
第 2 期	第 4 回	令和9年10月1日～令和10年1月31日	令和10年4月1日～令和11年3月31日
	第 5 回	令和10年4月1日～令和10年4月30日	令和10年7月1日～令和11年3月31日
	第 6 回	令和10年7月1日～令和10年7月31日	令和10年10月1日～令和11年3月31日

〈経営事項審査〉

第 1 期：審査基準日が令和 7 年 10 月から令和 8 年 9 月末までの審査を受審していること

第 2 期：審査基準日が令和 8 年 10 月から令和 9 年 9 月末までの審査を受審していること

※注意事項※

- ・年度途中での工種の追加申請は上記表中の受付期間内に限ります。
- ・認定要件等の詳細については入札参加資格告示（令和 8 年 8 月 18 日付鳥取県告示 519 号）を参照してください。

1 資格申請について

令和9・10年度 鳥取県建設工事入札参加資格審査申請手続きについて(県内用)

鳥取県の建設工事の入札に参加を希望する者で、県内に主たる営業所を有する者（以下「県内業者」という。）は、「建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について」（鳥取県告示）及び以下により申請書を作成し提出すること。

なお、以下の要件を満たしていない場合、申請は受け付けません。（その他の要件については、告示を参照のこと。）

- ☐ 希望工種に応じた建設業許可を有し、経営事項審査を受審していること。
- ☐ 直前決算期もしくはそれ以降から申請日までの間に希望工種に応じた工事実績があること。（工種により基準が異なります。告示をご確認ください。）
- ☐ 健康保険、厚生年金、雇用保険にかかる届出を行っていること。（適用除外の場合を除く。）

1 受付期間等

受付期間			認定期間
第1期	第1回	令和8年10月1日～令和9年1月31日	令和9年4月1日～令和11年3月31日
	第2回	令和9年4月1日～令和9年4月30日	令和9年7月1日～令和11年3月31日
	第3回	令和9年7月1日～令和9年7月31日	令和9年10月1日～令和11年3月31日
第2期	第4回	令和9年10月1日～令和10年1月31日	令和10年4月1日～令和11年3月31日
	第5回	令和10年4月1日～令和10年4月30日	令和10年7月1日～令和11年3月31日
	第6回	令和10年7月1日～令和10年7月31日	令和10年10月1日～令和11年3月31日

鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（以下、「TCAS」という。）により「申請」ボタンを押下できる期間が上記受付期間です。

【提出方法】

TCASにより、受付期間内に提出すること。

※TCAS対応市町村（令和8年10月時点）

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町

2 申請書等の入手方法

TCASシステム内でダウンロード

<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>

（とりネットHPで「TCAS」で検索。）

3 提出書類（T C A Sに添付する書類）

- (1) 工事経歴書（様式第3号）※
- (2) 納税証明書（国税）（申請前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 労働保険料納付証明書（申請月又はその前月に交付されたものに限る。）
- (4) 建設業許可通知書の写し又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者詳細情報画面の写し
- (5) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

（注）県及び市町村にも同時に申請する場合は、次の様式をシステムに添付すること。

- (6) 県内営業所一覧（共通様式第1号）
- (7) 印鑑証明書
- (8) 使用印鑑届

※印のついている書類は省略可能なものもあるので注意すること。（4 記入方法を参照）

○特殊工事にかかる工種については、「2 特殊工事について」を参考に書類を作成すること。

入札参加資格審査申請書類提出書類一覧（県内業者用）

様式・資料名		確認欄	
		県のみ	県及び市町村
1	工事経歴書（様式第3号） ※直前経審では工事实績がなく、直前審査基準日から入札参加資格申請日までに実績ができた場合、若しくは建築解体、交通安全施設、港湾、鋼橋、アスファルト、舗装一般、区画線工、畳工を申請する場合のみ提出すること。		
2	納税証明書（国税）（様式その3-2（個人）その3-3（法人）） ※申請前3ヶ月以内に発行されたものとする		
3	労働保険料納付証明書 労働保険料について未納がないことの証明書 ※申請月又は前月に発行されたものとする		
4	建設業許可通知書の写しまたは建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者詳細情報画面の写し		
5	経営規模等評価結果通知書の写し		
★特殊工事を申請する場合は、上の書類に加え、以下1～7の書類も併せてシステムに添付すること			
1	特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号） ※申請工種と合致したものを選択すること。		
2	誓約書（様式第8号） ※鋼構造物（鋼橋）を申請する者のみ提出すること。		
3	職員調書（様式第9号） ※記載した資格等を証する書類、常勤性を確認できる書類（雇用保険通知等）の写しを添付すること。		
4	職員写真（様式第10号）		
5	機械調書（様式第11号） ※記載した機械等の能力及び保有（リース）を証する書類を添付すること。		
6	機械設備等調書（様式第12号） ※機械番号、刻印番号及びナンバープレート等の確認できる写真を添付すること。		
7	実務経験証明書（様式第13号） ※土木一式工事（港湾）を申請する者のみ提出すること。 ※記載した実務経験の従事内容を証する書類を添付すること。		
★県及び市町村に同時に申請する場合は、上の書類に加え、以下1～3の書類も併せてシステムに添付すること			
1	県内営業所一覧（共通様式第1号） ※納税義務の確認のため、入札権限の有無に関わらず県内に営業所がある場合は提出すること。		
2	印鑑証明書 ※見積、入札、契約等の手続きに使用する実印を証するもの ※申請前3ヶ月以内に発行されたものとする		
3	使用印鑑届（任意様式） ※実印以外の印を見積、入札、契約等の手続きに使用する場合に提出すること。		

4 記入方法

各様式への記入に当たっては、次により明瞭に記載すること。

(1) 工事経歴書（様式第3号）

ア 次のいずれかに該当する場合に添付すること。

（ア）直前経審で工事实績がなく、審査基準日以降、入札参加資格申請時までに工事实績ができた場合

（イ）建築一式工事（解体）、交通安全施設、港湾、鋼橋、アスファルト、舗装一般、区画線工及び畳工を申請する場合

イ この表は、申請する希望工種ごとに記載し、4種類以上申請する場合は別葉として記載すること。

ウ 希望工種に係る工事の代表的なもの（3件を限度とする。）を記載すること。

エ 記載した工事について、当該工事の内容が確認できるものとして当該工事の請負契約書及び仕様書等の写し又は工事カルテ等の写しを添付すること。

（工事实績の工種の内容が分かるものであればOKです。）

オ 「請負代金の額」欄については、消費税抜きの額を記入すること。

【工事施工実績について】

○ 工事实績の確認は、直前審査基準日前1年間※又は審査基準日から申請日（申請締め切りは上記1のとおり）までに希望工種ごとに工事实績があるかどうかを確認する。

《具体的な注意事項》

※入札参加が認められる工事实績対象年数

プレストレスト・コンクリート	5年間
鋼構造物工事（鋼橋）	5年間
土木一式工事（港湾）	2年間
それ以外工種	1年間

○ 土木一式工事で契約した工事の中にプレストレスト・コンクリート工事（橋梁上部工）が相当程度含まれている場合は実績として認めますので、ご相談ください。

○ 「建築解体」は、原則として1棟で3階建て以上または1棟の延べ床面積が300㎡超の建築物の解体をいう。

ひとつの契約で建築物の新築工事と解体工事が含まれ、前述の要件を満たす場合、建築解体の実績として認める。この場合にあつては、完工高を建築一般に計上したうえで、建築解体の希望欄に○印をすること。（建築解体の完工高はゼロとなる。）

○ 「交通安全施設」の実績として認められるのは、不特定多数の一般車両等が通行する公道又は私道で、ガードレール（パイプ）、交通標識、カーブミラー、交通情報板等の設置を行うものです。従って、宅地等の敷地上に設置する上記施設は「交通安全施設」の実績として認められません。

(2) 納税証明書（国税）

ア 様式は税務署発行のもの（その３－２（個人）、その３－３（法人））とする。

（電子納税証明書（PDF形式）を直接印刷したものでも可。ただしXML形式は不可とする。
QRコードのついたものであること。）

イ 証明を受ける税目は、「消費税及び地方消費税」「法人税又は所得税」とする。

（注１）入札参加資格申請前３ヶ月以内に交付されたものとする。

（注２）納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

（注３）広島国税局では、納税証明書の税務署への請求方法を、原則e-Tax（WEB版）を使用したオンライン請求（下記①又は②の方法）としているため、手続方法について下記リンクを確認すること。

① 電子証明書とe-TaxのIDを使用することでPDF形式の電子納税証明書を取得

② 電子証明書を使用せずe-TaxのIDを使用して事前に請求することで来署予定日に書面形式の納税証明書を取得

（国税庁HP）<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない。）ので注意すること。

(3) 労働保険料納付証明書（鳥取労働局）

ア 入札参加資格申請を行う月又は前月に交付されたものを添付すること。

イ 様式は鳥取労働局発行のものとする。（発行手数料なし）

【県内業者の証明依頼先】

鳥取労働局 労働保険徴収室 適用係

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

《連絡先》電話：0857-29-1702 ファクシミリ：0857-22-3663

（注）納付すべき保険料額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

未納がある場合は、入札参加資格を認定しない（申請を受理しない。）ので注意すること。

(4) 建設業許可通知書の写し又は建設業者・宅建業者企業情報検索システム (<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>) 画面の写し

許可通知書が複数ある場合は、すべての写しを添付すること。

（注）廃業している建設業の種類がある場合は、該当箇所に二重取消線を引くこと。

(5) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

ア 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書が未達の場合は、申請書の写し（工事種類別完成工事高20002帳票を含む。）を添付すること

イ 対象審査基準日は以下のとおりとする。

第1期受付：令和7年10月1日から令和8年9月30日（合併等の場合は、令和8年12月31日）まで

第2期受付：令和8年10月1日から令和9年9月30日（合併等の場合は、令和9年12月31日）まで

※県以外の自治体にも同時に申請する場合は、次の様式を添付すること

(6) 県内営業所一覧（共通様式第1号）

ア 納税義務の確認のため入札権限の有無に関わらず県内に営業所がある場合は提出すること。

(7) 印鑑証明書

ア 見積、入札、契約等の手続きに使用する実印の印鑑証明書を提出すること。

イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

(8) 使用印鑑届

ア 実印以外の印を見積、入札、契約等の手続きに使用する場合に提出すること。（任意様式）

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和11年3月31日まで

6 問い合わせ先

鳥取県県土整備部県土総務課 〒680-8570 鳥取市東町1-220（本庁舎5階）

電話：0857-26-7347、7454 ファクシミリ：0857-26-8190

メールアドレス：kendosoumu@pref.tottori.lg.jp

（注）問い合わせは、極力ファクシミリ又はメールによりお願いします。

問い合わせ内容に不明な点がある場合は、担当より連絡させていただきます。

7 その他

- TCASで申請をしていただくため、送信専用メールアドレス（tottori-pref@nssinsei.jp）が受信できるよう、セキュリティソフト等の設定をお願いします。
- 記載事項及び技術職員の内容に変更が生じた場合もTCASより申請をお願いします。

<< 生産指標の入力方法 >>

生産指標の欄には、直前、直前の前年及び直前の前々年に受けた経営規模等評価申請書に添付した財務諸表の中で、該当する勘定科目の欄の数字を入力すること。

【完成工事高・兼業事業売上高】

法人については建設業法施行規則（以下「規則」という。）様式第16号、個人については規則様式第19号における損益計算書で完成工事高及び兼業事業売上高を入力

【売上原価】

規則様式第16号又は第19号における損益計算書で、売上原価を完成工事原価と兼業事業売上原価に分けて入力

【販売費及び一般管理費】

法人は、規則様式第16号における損益計算書で役員報酬から雑費までの合計額

個人は、規則様式第19号における損益計算書で従業員給料手当から雑費までの合計額

《決算期変更をし、その期間が12か月に満たない場合》

- ・各科目について、12月に満たない事業年度の前事業年度の数値を月数按分で合算し、1年分（12か月）の額を算出する。（以下、同様に按分で数値を持ってきて審査基準日の直前3年分の数値を1年分ごとに分けて計上することとする。）

《直前に受けた経審が、合併等により合併時経審（分割時経審を含む。）を受審した場合》

- ・合併時経審を受ける際に作成した合併財務諸表（税理士等により内容が適正である証明のあるものに限る。）の数値を入力すること。
- ・ただし合併した財務諸表以前の数値については入力が必要ないため、合併時経審以降の数値についてのみ入力すること。

例1：3月決算の会社（存続）と、12月決算の会社（消滅）が、令和8年5月1日に合併した場合
直前の営業年度＝令和7年4月～令和8年3月の財務諸表
直前の前年の営業年度＝合併時経審で作成した財務諸表（令和6年4月～令和7年3月の存続会社の財務諸表と、令和6年1月～12月の消滅会社の財務諸表を合算したもの。
直前の前々年の営業年度＝入力不要

例2：例1の会社同士が令和7年5月1日に合併した場合
直前の営業年度＝合併時経審で作成した財務諸表（令和6年4月～令和7年3月の存続会社の財務諸表と、令和6年1月～12月の消滅会社の財務諸表を合算したもの。）
直前の前年（前々年度も同じ）の営業年度＝入力不要

《直前に受けた経審が、設立時経審の場合》

- ・設立時経審の財務諸表は、損益計算書に関するものはゼロであるので記載欄にゼロを記載すること。

工 事 経 歴 書

No.

(希望工種) 建築一式工事 (解体)

注文者	元請又は下請の別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額 (税抜)	着工年月 ----- 完成又は完成 予定年月	CORINS 登録番号
鳥取県	元請	○□中学校解体工事	鳥取県 米子市	鳥取 太朗	千円 8,500	令和8年4月 令和8年8月	
					千円	年 月 年 月	
					千円	年 月 年 月	

(希望工種) 管工事

注文者	元請又は下請の別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額 (税抜)	着工年月 ----- 完成又は完成 予定年月	CORINS 登録番号
T	元請	T施設排水工事	鳥取県 大山町	倉吉 三郎	千円 600	令和8年9月 令和8年10月	
					千円	年 月 年 月	
					千円	年 月 年 月	

(希望工種)

注文者	元請又は下請の別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者氏名	請負代金の額 (税抜)	着工年月 ----- 完成又は完成 予定年月	CORINS 登録番号
					千円	年 月 年 月	
					千円	年 月 年 月	
					千円	年 月 年 月	

注意事項

- 1 希望工種について、直前審査に係る審査基準日前1年間に同種工事の施工実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に施工実績がある場合、若しくは建築一式 (解体)、交通安全施設、港湾、鋼橋、アスファルト、舗装一般、区画線工及び土工を申請する場合に記載すること。
なお、土木又は建築一般の施工実績として計上できるのは、原則として元請工事に限る (下請工事で大規模なものは個別判断とする。) 。
- 2 直前審査に係る審査基準日前1年間及び当該審査基準日から申請日までの間に同種工事の施工実績がない場合であっても、土木一式工事 (別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。) の場合にあつては審査基準日前2年間、土木一式工事 (別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。) 及び鋼構造物工事 (別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。) の場合にあつては審査基準日前5年間に実績がある場合は記載すること。
- 3 希望工種に属する工事の中で代表的なもの (3件を限度とする。) を、記載すること。
- 4 CORINS登録番号欄は、建設業許可番号とCORINS登録番号を2段書きで記載すること。
- 5 記載された工事の内容が確認できるものとして、当該工事の請負契約書、仕様書等の写し又は工事カルデ等の写しを添付すること。
- 6 請負代金は、消費税及び地方消費税抜きの金額とすること。

2 特殊工事について

令和9・10年度 特殊工事入札参加資格審査申請手続きについて

特殊工事の入札に参加を希望する者は、一般工事の申請書類のほか、以下により特殊工事入札参加資格審査添付書類を作成し提出すること。

なお、「1 資格申請について」に記載してあることは再掲していないので注意すること。

1 特殊工事の種類

- (1) 土木一式工事－プレストレスト・コンクリート
- (2) 土木一式工事－港湾
- (3) とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設
- (4) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工
- (5) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工
- (6) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アソカー工
- (7) 屋根工事
- (8) 鋼構造物工事－鋼橋
- (9) 舗装工事－アスファルト
- (10) 板金工事
- (11) 塗装工事－一般
- (12) 塗装工事－区画線工
- (13) 防水工事
- (14) 内装仕上工事－畳工
- (15) 造園工事

2 提出書類

- (1) 特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）
- (2) 誓約書（様式第8号）※
 - ・様式第8号は『鋼橋』を申請する者のみ
- (3) 職員調書（様式第9号）※
 - ・当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）又は健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書の写し等を添付すること。
- (4) 職員写真（様式第10号）※
- (5) 機械設備等調書（様式第11号）※
 - ・当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しを添付すること。
- (6) 機械設備等写真（様式第12号）※
- (7) 実務経験調書（様式第13号）※
 - ・記載した実務経験の従事内容を証する書類（請負契約書及び仕様書等の写し、又は工事カルテ等の

写し)を添付すること。

(注) ※印のついている書類は提出不要のものもあるので注意すること。（「特殊工事提出書類一覧」参照）

3 提出方法及び綴込順序等

- (1) 提出書類をT C A Sに添付すること。
- (2) 提出内容に変更がある場合は、「3 建設工事入札参加資格における変更届等について（県内業者用）」を参照の上、提出すること。

4 提出時期

建設工事の入札参加資格審査申請書と同時に提出すること。

5 申請要件

- (1) 土木一式工事－プレストレスト・コンクリート
《審査基準日前の5年間に工事実績がない場合のみ》

次の技術者を県内の営業所に常に備えていること。

- ア 1級土木施工管理技士
- イ コンクリート橋架設等作業主任者
- ウ クレーン・デリック運転士
- エ プレストレストコンクリート技士
- オ コンクリート技士又はコンクリート主任技士
- カ コンクリート診断士

- (2) 土木一式工事－港湾

- ア 審査基準日前2年間又は審査基準日から申請日までに港湾工事に属する工事の実績があること。
- イ 次の技術者を常に備えていること。
 - a 港湾工事に属する工事の監督業務に従事した期間が5年以上ある専任技術者
 - b 港湾工事に属する工事の監督業務に従事した期間が2年以上ある補助技術者
- ウ 次の表に掲げる船舶を常に備えていること。

区分	種 別		乗 組 員		
	船 舶 名	規 格 能 力	二級小型 船舶操縦士	運転士	その他 の船員
1	え い 船	100馬力以上	2	－	1
2	起重機船（クレーン付台船を含む。）	25トン吊以上	－	1	3
3	グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力以上	－	1	3

エ 港湾工事に属する工事においてウの表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に従事した期間が延べ2年以上ある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に定める人数以上を常に備えていること。この場合において、起重機船及びグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互の船舶の乗組員を兼ねることができる。また、同表の起重機船とグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は一隻で両方の船舶を保有しているものとみなす。

(3) とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設

審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までにとび・土工・コンクリート工事（交通安全施設）に属する工事の実績があること。

(4) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに法面処理に係る工事实績があること。

イ 次に掲げる機械のいずれかを営業所に常に備えていること。

a 種子吹付機

b モルタル吹付機（刻印番号があり、ボイラー及び圧力容器安全規則（労働省令）第88条の定期自主点検を受けているものに限る。）

(5) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに法面処理に係る工事实績があること。

イ 次に掲げる機械等を営業所に常に備えていること。

a モルタル吹付機（上記（4）に同じ）

b 計量器

c ホッパー

(6) とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに法面処理に係る工事实績があること。

イ 次に掲げる機械等を営業所に常に備えていること。（aとbはいずれかを保有していれば良い）

a ロータリーパーカッション掘削機

b ドリフタ及びガイドセル

c グラウトミキサ

d グラウトポンプ

(7) 屋根工事

審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに屋根工事に属する工事の実績があること。

(8) 鋼構造物工事－鋼橋

ア 審査基準日前の5年間又は審査基準日から申請日までに鋼構造物（鋼橋）に属する工事の実績がある場合

a 新規に鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の架設工事を施工する場合

（a）鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成

し、及び引渡しを完了した実績があること。

(b) 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。

(c) 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。

b 鋼橋の補修工事又は補強工事を施工する場合

鋼橋の補修工事又は補強工事の主要な部分を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

イ 審査基準日前の5年間又は審査基準日から申請日までに鋼構造物（鋼橋）に属する工事の実績がない場合

a 次の機械を備えた工場を有すること。

① 天井走行クレーン（吊り下げ重量が7 t以上）

② 手動ガス切断機（J I S B 6802 に適合しているもの）及び自動ガス切断機（切断板厚 60 mm以上のもの）

③ 自動溶接機（出力電流が1,000 A以上のもの）、交流溶接機（出力電流が300 A以上のもの）、溶接棒乾燥機（出力電流が300 kg以上のもの）及びスタッド溶接機（適用範囲が22 mm以上のもの）

④ ラジアルボール盤（穴開け能力が50 mm以上のもの）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40 mm以上のもの）

⑤ 空気圧縮機（5馬力（3.75kw）以上のもの）、ジャッキ（爪付き及び頭部加重が10 t以上のもの）及び油圧プレス（加圧能力200 t以上のもの）

b 次に掲げる計測機器を常に備えていること。

① 超音波探傷器

② 携帯式工業エックス線装置

③ 塗膜厚測定器

c 次の技術者を常に備えていること。

① 1級土木施工管理技士

② 鋼橋架設等作業主任者

③ 移動式クレーン運転士

④ エックス線作業主任者

⑤ 溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者にかかる試験の合格者

⑥ J I S Z 2305 非破壊試験に合格した技術者

(9) 舗装工事－アスファルト

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに舗装工事（アスファルト）に係る工事实績があること。

イ 次の技術者を県内の営業所に常に備えていること。（aとbは同一人であっても良い）

a 品質管理責任者（1級又は2級舗装施工管理技士の登録を受けている者）

b 舗装工事の主任技術者になれる者

ウ 次の作業員を県内の営業所に常に備えていること。

a アスファルトフィニッシャー運転手

- b マカダムローラー運転手
- c タイヤローラー運転手

注1) 舗装工事における現場での技術者等の兼務の取扱いについては、次のとおりとする。

(最低人員：4名)

- (1) 主任技術者については、品質管理責任者との兼務は妨げないが、フィニッシャー運転手等と兼務することは認めない。
- (2) 品質管理責任者については、フィニッシャー運転手等との兼務は妨げない。
- (3) ひとりがフィニッシャー運転手、マカダムローラー運転手、及びタイヤローラー運転手を兼務することは認めない。

注2) アスファルトの現場施工について次の場合には、品質管理責任者を同時に複数の現場に配置できないので注意すること。

- ・会社に1名の品質管理責任者しかいなく、その者が他の工事現場に専任の主任技術者等となっている場合、舗装工事ーアスファルトに属する工事を受注しても、現場へ配置できない。

専任の主任技術者等とは・・・建設業法第26条第3項に規定される技術者が専任求められる工事※（公共性のある工作物で、請負金額が4,500万円（ただし建築一式工事にあつては、9,000万円）以上のもの）の配置技術者、または、他の工事の現場代理人

エ 次の表に掲げる機械を県内の営業所に常に備えていること。

機 械 名	能 力 等
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー	施工が可能な幅が4.5メートルから8.5メートルであるもの
マカダムローラー	両輪駆動又は全輪駆動で車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー	車両の重量が8トン以上のもの

※ただし、モータグレーダーを使用しないアスファルト工事のみを入札する場合には、入札参加資格申請時にモータグレーダーに関する記載は不要です。

(10) 板金工事

審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに板金工事に属する工事の実績があること。

(11) 塗装工事ー一般

ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに塗装工事に属する工事の実績があること。

イ 1級塗装技能士又は2級塗装技能士を県内の営業所に常に備えていること。

(12) 塗装工事－区画線工

- ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに塗装工事（区画線工）に属する工事の実績があること。
- イ 路面標示施工技能士を営業所に常に備えていること。
- ウ 次に掲げる機械及び設備を営業所に常に備えていること。
 - a ラインマーカー車
 - b 溶解槽
 - c 施工機（施工幅 15、30、45 cmのすべて）

(13) 防水工事

審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに防水工事に属する工事の実績があること。

(14) 内装仕上工事－畳工

審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに内装仕上工事（畳工）に属する工事の実績があること。

(15) 造園工事

- ア 審査基準日前1年間又は審査基準日から申請日までに造園工事に属する工事の実績があること。
- イ 1級造園技能士又は2級造園技能士を県内の営業所に常に備えていること。

(注意)

上記（3）～（7）、（9）～（15）の工種については、自社施工が義務付けられています。

6 記入方法

各様式への記入に当たっては、次により明瞭に記載すること。

(1) 特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）

- ア 「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。
- イ 「希望欄」には、入札参加を希望する工種に○印を記載すること。

(2) 誓約書（様式第8号）

- ア 鋼構造物工事（鋼橋）を工事実績ありで申請する場合に限り提出すること。
- イ 「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。

(3) 職員調書（様式第9号）

- ア 希望工種ごとに定める要件を満たす技術者等で、申請日時点で営業所に常に備えている技術者等について記載すること。
- イ 自社の技術者等であることを証明する雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）又は健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書の写しを添付すること。
- ウ 自社の技術者等の有している資格を証明する合格証明書又は資格者証の写しを添付すること。

注) この様式に記載する作業員等には、実務経験の要件を満たさない（資格取得後の実務経験が1年もしくは3年に満たない）2級技能士についても記載することが可能です。特に、造園技能士や塗装技能士を取得されており、実務経験が満たされていない方がおられる場合は、ご確認いただくようお願いいたします。

(4) 職員写真（様式第10号）

- ア 職員調書（様式第9号）に記載した技術者等のすべてについて写真を貼付すること。
- イ 写真対照番号は、職員調書（様式第9号）と一致させること。
- ウ 写真は、申請日前の3月以内に撮影したカラー写真とすること。
- エ 写真の縦横の比率は変更しないこと。

(5) 機械設備等調書（様式第11号）

- ア 希望工種ごとに定める要件を満たす機械等で、申請日時点で保有又はリースしている機械等について記載すること。
- イ リース機械の場合は、備考欄に「リース」と記載すること。
- ウ 当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書、その他機械を特定できるものの写しを添付すること。なお、資格期間中にリース契約が終了する場合は、リース契約の更新若しくは新規リース契約締結について確約する旨の書類を添付すること。
- エ 規格・能力が定められている機械については能力欄に各機械の規格・能力を記載すること。
- オ モルタル吹付機については、登録番号欄に刻印番号を記載し、申請日前1年以内に実施したボイラー及び压力容器安全規則（労働省令）第88条の定期自主検査記録の写しを添付すること。

(6) 機械設備等写真（様式第12号）

- ア 機械設備等調書（様式第11号）に記載した機械等のすべてについて写真（製造番号及びその機械を特定することができる部分（機械番号プレートなど）についての写真も含む。）を貼付すること。
- イ モルタル吹付機においては、刻印の写真を貼付すること。（刻印番号が判別できない時は、第二種压力容器明細書の写しも添付すること。）
- ウ 写真対照番号は、機械設備等調書（様式第11号）と一致させること。
- エ 写真は、申請日前の3月以内に撮影したカラー写真とすること。
- オ 写真の縦横の比率は変更しないこと。

(7) 実務経験証明書（様式第13号）

- ア 港湾工事を申請する場合に限り提出すること。
- イ 記載した実務経験の従事内容を証する書類（請負契約書及び仕様書等の写し、又は工事カルテ等の写し）を添付すること。

7 その他

(1) 機械等の保有について

「機械等を備えている」とは工事を施工するのに必要なときだけ借りてくるのではなく、常に自己が保有し、又はリース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶリース契約（中途に解約することが禁止されているものに限る。以下「リース契約」という。）により使用する機械等を備えていることをいう。

(2) 土木一式工事－港湾の定義

次の a から d までに掲げる各工事及びこれらに類似する工事とする。

- a 船舶を使用して実施する工事
- b 潜水土を使用して実施する工事
- c 船舶及び潜水土を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事
- d 海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事

(3) 入札参加資格が認定されても、以下の要件を満たさない場合、契約の相手方となることができませんのでご注意ください。

ア 塗装工事（一般）

鋼構造物又は建築物に係る塗装工事に応募する場合は、自社の 1 級又は 2 級の鋼橋若しくは建築塗装技能士を現場に常駐できること。

イ 造園工事

以下の工事に応募する場合、自社の 1 級又は 2 級造園技能士を現場に常駐できること。

- (a) 高木又は中木が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工
- (b) 修景的な技術を要する石組工、流れ工、池工等
- (c) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事

(注) 1 級又は 2 級塗装／造園技能士の資格を取得した場合は、様式第 9 号により届け出ること。（様式第 15 号で 2 級塗装／造園技能士を登録しようとする場合は 1 年もしくは 3 年の実務経験証明書も必要となるので注意すること。）

ウ アンカー工（グラウンドアンカー工の工事に限る。）

(ア) 次の技術者を常に備えていること、又、グラウンドアンカー施工士にあつては、グラウンドアンカーの施工期間中、現場に常駐できること。（a と b は兼務可）

- a 一級土木施工管理技士
- b グラウンドアンカー施工士

(イ) ロータリーパーカッション掘削機（出力 37kw 以上のものに限る。）をその現場に使用できること。

エ 法面植生工（種子吹付工の工事に限る。）

種子吹付機を現場に使用できること。

オ 法面保護工（厚層基材吹付工に限る。）

モルタル吹付機を現場に使用できること。

8 変更届

希望工種ごとに、令和9・10年度鳥取県特殊工事入札参加資格審査用附属書類（変更）（様式第7号）及び次の書類をT C A Sにより提出すること。

ア 職員の変更

a 職員調書（様式第9号）

※当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）又は健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書の写しを添付すること。

※変更となった内容が分かるよう備考欄に、当該変更届に係る者のみ、「追加」「削除」「資格変更」等記載してください。

b 職員写真（様式第10号）

c 実務経験証明書（様式第13号）

※記載した実務経験の従事内容を証する書類（請負契約書及び仕様書等の写し、又は工事カルテ等の写し）を添付すること。

イ 機械設備等の変更

a 機械設備等調書（様式第11号）

※当該機械調書に記載した機械等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しを添付すること。（固定資産台帳の場合は、当該機械が分かるように蛍光ペンでマーカースること。）

b 機械設備等写真（様式第12号）

特殊工事提出書類一覧

希望工種別	同種工事の 実績の有無	様式第7号 (申請書)	様式第8号 (誓約書)	様式第9号 (職員調書)	様式第10号 (職員写真)	様式第11号 (機械等調書)	様式第12号 (機械等写真)	様式第13号 (実務経験証明書)	備 考
① 土木一式工事－ブレストレスト・コンクリート	有	○	－	－	－	－	－	－	
	無	○	－	○	○	－	－	－	
② 土木一式工事－港湾	－	○	－	○	○	○	○	○	
③ とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
④ とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工	－	○	－	○	○	○	○	－	自社施工対象工事
⑤ とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工	－	○	－	○	○	○	○	－	自社施工対象工事
⑥ とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アンカー工	－	○	－	○	○	○	○	－	自社施工対象工事
⑦ 屋根工事	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
⑧ 鋼構造物工事－鋼橋	有	○	○	－	－	－	－	－	様式第8号は新規架設を希望する者のみ
	無	○	－	○	○	○	○	－	
⑨ 舗装工事－アスファルト	－	○	－	○	○	○	○	－	自社施工対象工事
⑩ 板金工事	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
⑪ 塗装工事－一般	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
⑫ 塗装工事－区画線工	－	○	－	○	○	○	○	－	自社施工対象工事
⑬ 防水工事	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
⑭ 内装仕上工事－畳工	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事
⑮ 造園工事	－	○	－	○	○	－	－	－	自社施工対象工事

特殊工事認定要件

希望職種		自社 施工	認定要件
土木一式工事－プレストレスト・コンクリート			※同種工事実績が無い場合 □県内に本店を有していること。 □次の技術者を県内営業所に常に備えていること。 ③クレーン・デリック運転士 ④プレストレストコンクリート技士 ⑤コンクリート技士又はコンクリート主任技士 ⑥コンクリート診断士
土木一式工事－港湾			□次の技術者を常に備えていること。 ①港湾工事に係る工事の監督業務に5年以上従事した経験のある専任技術者 ②港湾に係る工事の監督業務に2年以上従事した経験のある補助技術者 □次の船舶及びその乗組員として2年以上従事した経験のある者を備えていること。 ③重機船 運転士1名、その他の船員3名 く・起重機船の乗組員と③グラフしゅんせつ船の乗組員は、相互に兼ねることができず、 ・起重機船と③グラフしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は、一隻で両方の船舶を備えているものとみなす。＞ □県外業者にあつては、県内営業所を有し、当該営業所に職員を20名（ドック提供者は10名以上）、土木施工管理技士を10名以上（ドック提供者は5名以上）常に備えていること。
とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設			□次の機械を営業所に常に備えていること。 ①種子吹付機又はモルタル吹付機 くモルタル吹付機は労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）第44条第4項に基づく刻印番号のあるものに限る、ボイラー及び圧力容器安全規則（労働省令）第88条に基づく定期自主点検表を添付する。以下同じ。＞
とび・土工・コンクリート工事－法面植生工			□次の機械を営業所に常に備えていること。 ①モルタル吹付機 ②計量器 ③ホッパー
とび・土工・コンクリート工事－法面保護工			□次の機械を営業所に常に備えていること。 ①と②はいずれかを保有していれば良い ④グラウトポンプ
とび・土工・コンクリート工事－アンカー工			□次の機械を営業所に常に備えていること。 ①と②はいずれかを保有していれば良い ④グラウトポンプ
屋根工事			□次の機械を営業所に常に備えていること。 ①と②はいずれかを保有していれば良い ④グラウトポンプ
鋼構造物工事－鋼橋			※同種工事実績が有る場合 【新規に鋼橋の架設工事を施工する場合】 □鋼橋の上部構造物の制作及び架設に係る工事実績があること。 □鋼橋の制作するために必要な工作機械及び溶接機を備えた工場を有していること。 【鋼橋の補修工事又は補強工事を施工する場合】 □鋼橋の補修工事又は補強工事の主要な部分を完成し、及び引き渡しを完了した実績があること。
鋼構造物工事－鋼橋			※同種工事実績が無い場合 □県内に本店を有していること。 □次の機械を備えた工場を有すること。 ①天井走行クレーン ②手動ガス切断機及び自動ガス切断機 ③自動溶接機、交流溶接機、溶接棒乾煖機及びスタッド溶接機 ④ラジアルボール盤及び携帯式磁気圧入機 ⑤空気圧縮機、ジャッキ及び油圧プレス □次の計測機器を営業所に常に備えていること。 ①超音波探傷器 ②携帯式工業エックス線装置 ③塗膜厚測定器 □次の技術者を常に備えていること。 ①1級土木施工管理技士 ②鋼橋架設等作業主任者 ③移動式クレーン運転士 ④エックス線作業主任者 ⑤溶接管理技術者又は手溶接技能者、半自動溶接技能者もしくは肉溶接技能者 ⑥JISZ2305非破壊試験技術者
舗装工事－アスファルト			□次の技術者を県内営業所に常に備えていること。 □1級又は2級の舗装施工管理技術者 ②舗装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者 □次の機械を県内営業所に常に備えていること。（但し、モータグラレーダーを使用しない舗装工事のみに参加を希望する場合にあっては、モータグラレーダーを自ら保有すること又はリース契約の締結は要さない。） ①モータグラレーダー ②アスファルトフィニッシャー ③マカダムローラー ④タイヤローラー □上記機械の操作者を県内営業所に常に備えていること。 □県外業者にあつては次の要件を備えていること。 ①県内営業所に職員10名以上常に備えていること。 ②県内にアスファルトプラントを保有又は県内のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。
板金工事			□自社施工対象職員であり、かつ1級又は2級の塗装技能士である技術者を県内営業所に常に備えていること。
塗装工事－一般			□次の機械、設備を営業所に常に備えていること。 ①ライナーカー車 ②溶解槽 ③区画線の施工機（施工幅15センチ、30センチ、及び45センチ） □路面標示施工技能士を県内営業所に常に備えていること。
防水工事			□防水工事
内装仕上工事－畳工			□畳工
造園工事			※詳細な認定要件（機械の規格、能力等）については、入札参加告示を確認すること。

申請日を必ず記入してください

令和 年 月 日

令和9・10年度 鳥取県特殊工事入札参加資格審査用付属書類(新規・変更)

新規で申請する場合は、
変更を線で消すこと。

〔希望工種(特殊工事)〕

工 種	希望欄	工 種	希望欄
土木一式工事－プレストレスト・コンクリート		舗装工事－アスファルト	○
土木一式工事－港湾工事		板金工事	
とび・土工・コンクリート工事－交通安全施設		塗装工事－一般	
とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面植生工	○	塗装工事－区画線工	
とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工	○	防水工事	
とび・土工・コンクリート工事－法面処理－アーカー工		内装仕上工事－畳工	
屋根工事		造園工事	
鋼構造物工事－鋼橋			

鳥取県知事 様

希望工種に○を記載してください。

許可番号
所在地又は住所
商号又は名称
代表者職・氏名

〇〇〇〇号
鳥取市〇〇町…
(有) トリケン建設
鳥取 市太郎

鳥取県知事許可(般-08)9999号の
場合、9999号のみ記載。

職 員 調 書

No.

希望工種（舗装一般-アスファルト ）

写真 対照 番号	職 名	氏 名 フリガナ	生年月日	現 住 所	採用年月日	資格・免許等		実務 経験 年数	雇 保 険 の有無	厚生年 金保険 の有無	健康 保険 の有無	営業所 の専任 技術者	考 備
						取得年月日	資 格 名 等						
1	主任技術者	コオダ ジロウ 群家 次郎	S...	〇〇市△△町...	S...	S...	1級土木施工管理技士	25	○	○	○		1
2	品質管理者	ダイセン シロウ 大山 史郎	S...	〇〇市△△町...	S...	S... S...	2級土木施工管理技士 2級舗装施工管理技術者	19	○	○	○	○	2
3	アスファルト フィニッシャー	〇〇 □□	S...	□□郡△△町...	H...	H...	車輛系建設機械運転技能講習	14	○	○	○		3
4	マカダム ローラー タイヤローラー	〇□ □○	S...	□□郡△△町...	H...	H... H...	車輛系建設機械運転技能講習 ローラー運転の業務特別教育	12	○	○	○		5
5	タイヤローラー	□□ × □	H...	〇〇市××町...	H...	H... H...	車輛系建設機械運転技能講習 ローラー運転の業務特別教育	4	○	○	○		6
6	マカダム ローラー	○ × □□	H...	〇〇市××町...	H...	H... H...	車輛系建設機械運転技能講習 ローラー運転の業務特別教育	3	○	○	○		7
7	品質管理者	〇〇 × ×	H...	□□市×〇町...	R...	H... R...	2級土木施工管理技士 2級舗装施工管理技術者	3	○	○	○		追加

R 7・8 入札参加資格を有している者で、継続的に該
当工種の資格申請をしている場合、備考欄に R 7・8
の写真対照番号を記入すること。その場合、資格者証
及び常勤性の確認書類の添付は不要です。

変更届において、一度使用した番号は使用しない。

注意事項

- 希望工種の工事に従事する予定の技術者及び作業員をすべて記載すること。
- 「資格・免許等」の欄は、「職名」の欄に記載した職務を遂行する上で必要な資格・免許等の取得年月日及びその名称（1 級舗装施工管理技術者、グラウンドアンカー施工士、1 級土木施工管理技士、2 級造園技能士、ローラーの運転業務に係る特別教育の修了、大型特殊運転免許等）を記載すること。
- 「資格・免許等」の欄の「資格名等」の欄に塗装技能士と記載する場合は、「建築」又は「鋼橋」の区分を明記すること。
- 変更等の場合は、備考欄に「内容変更」、「削除」又は「追加」と記載すること。
- 営業所の専任技術者となっている者については、「営業所の専任技術者」の欄に○印を記載すること。（専任技術者は、専任を要する工事、現場に常駐が求められている工事には配置できません）

機 械 設 備 等 調 書

希望工事 舗装工事—アスファルト

写真対 照番号	機 械 名	メーカ—名	型 式	能 力	機 械 番 号	登 録 番 号	取 得 年 月	備 考
1	アスファルトフィニッシャー	〇〇鉄工所	△△型AB222	3.0~4.5m	GT0346N78		H6.6	
2	マカダムローラー	〇△重工業	R2	10t	66667		H5.6	
3	タイヤローラー	◇〇△	KKKLLL333M6	8.9t	GYE987L8	鳥取000う46	H5.6	
4	モータグレーダー	〇〇	SS36M7	3.1m	JHY6790R2	鳥取00け89		リース
5	マカダムローラー	〇△重工業	R2	10t	677889		H16.6	追加

規格・能力が定められている機械の規格・能力を記載すること。特に特殊工事の機械に対して条件（〇〇以上等）が定められている場合は、その能力等を記載すること。

変更届において一度使用した番号は使用しない。

注意事項

- リース契約により使用する機械の場合は、「備考」の欄に「リース」と記載するとともにリース期間を記載すること。なお、資格期間中にリース契約が終了する場合は、リース契約の更新若しくは新規リース締結について確約する旨の書類を添付すること。
- 記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写しを添付すること。
- 変更等の場合、「備考」の欄に「内容変更」、「削除」又は「追加」と記載すること。
- 申請日時点で自ら保有し、又はリース契約により使用している機械等について記載すること。
- モルタル吹付機については、登録番号欄に刻印番号を記載し、申請日前1年以内に実施したボイラー及び圧力容器安全規則（労働省令）第88条に基づき定期自主検査記録の写しを添付すること。

3 建設工事入札参加資格における変更届等について（県内業者用）

○変更等の届出

建設工事入札参加資格を取得されている方は、以下に掲げる事項に該当するに至った場合には、変更届出書及び添付書類を提出しなければなりません。

【提出書類】

変 更 等 の 事 項	変更届様式番号						
	様式 第14号	様式 第15号	様式 第7号	様式 第9号	様式 第10号	様式 第11号	様式 第12号
1 商号又は名称を変更したとき	○						
2 既存の営業所の名称、所在地を変更したとき	○						
3 代表者を変更したとき	○						
4 受任者を変更したとき	○						
5 建設業許可番号を変更したとき	○						
6 入札参加資格を取り下げるとき	○						
7 技術者を追加登録するとき		○					
8 技術者の有資格に変更（資格の追加も含む）があったとき		○					
9 技術者を削除するとき		○					
10 特殊工事に職員を追加登録するとき			○	○	○		
11 特殊工事の登録職員を変更（職名、資格など）するとき			○	○			
12 特殊工事の登録職員を削除するとき			○	○			
13 特殊工事に機械を追加登録するとき			○			○	○
14 特殊工事の登録機械を変更するとき			○			○	
15 特殊工事の登録機械を削除するとき			○			○	

【変更届の添付書類等】

項	変 更 事 項	添 付 書 類 等
1	商号又は名称	・登記簿謄本又は履歴事項証明書、建設業法施行規則別記様式第22号の2の写し
2	所在地	・登記簿謄本又は履歴事項証明書、建設業法施行規則別記様式第22号の2の写し
3	代表者	・登記簿謄本又は履歴事項証明書、建設業法施行規則別記様式第22号の2の写し
4	受任者	・建設業法施行規則別記様式第22号の2の写し
5	建設業許可番号	・建設業許可通知書の写し
6	入札参加資格取下げ	（不要）
7	登録技術者（変更・追加）	・資格証明書（合格証明書、卒業証明書など）又は実務経験証明書
8	登録技術者（削除）	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）又は健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書等（常勤性確認）〔追加のみ〕
9	登録機械（変更・追加）	・機械証明書（売買契約書、固定資産台帳など）
10	登録機械（削除）	又はリース契約書（入札参加資格期間以上の契約のもの）
11	登録機械（削除）	（不要）

*** 建設業許可においても同様の変更事項に係る届出を行っている場合は、建設業法施行規則別記様式第22号の2の写し（受付印の押印があるもの）も同時に提出してください。**

【技術者の変更届について】

- ・技術者の変更（追加・削除・資格）は、変更が生じた時点で随時提出してください。追加については、採用後3ヶ月経過後に提出してください。
- ・技術者の資格、実務経験の確認を「監理技術者資格者証」によってもできるようになりました。

【特殊工事の登録における変更届について】

- ・特殊工事に係る職員および機械の変更（追加・削除など）は、変更が生じた時点で随時提出してください。
- ・受注時に提出していただく「施工体制通知書」には、登録職員および機械を記載していただくことになります。
- ・機械の故障による一時的な使用中止の場合も届出が必要です。

（特殊工事対象工種一覧）

工 種					
PC	港湾	交通安全施設	法面植生工	法面保護工	アンカー工
屋根	鋼橋	アスファルト	板金	塗装一般	区画線工
防水	畳工	造園			

【提出方法】

TCASにて入力情報を変更し、必要書類を添付ください。

様式第14号

令和9・10年度 鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（一般（技術職員以外））

鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム利用団体の長様

申請日を必ず記入してください。

令和 年 月 日

所在地	鳥取市〇〇町…
商号又は名称	倉米建設株式会社
代表者職氏名	境 港市郎
建設業許可	(大臣・知事) 第 9034 号
担当者職氏名	
担当者連絡先（電話番号）	

下記のとおり変更があったので、届出をします。
また、この変更届及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の変更	郡家 次郎	境 港史郎	令和9年5月10日
住所変更	鳥取市××町… TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	鳥取市〇〇町… TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	令和9年5月10日
役員の变更は、代表者のみで結構です。			

注意事項

- 1 県内業者、県外業者ともにTCASに添付すること。
- 2 変更事項に係る変更内容を証する書面を添付すること。
- 3 建設業許可に係る変更がある場合は、建設業法施行規則別記様式第22号の2の写しを添付すること。

令和9・10年度 鳥取県建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（一般（技術職員））

鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム利用団体の長 様

提出日を必ず記入してください。

令和 年 月 日

所在地	鳥取市〇〇町…
商号又は名称	倉米建設株式会社
代表者職氏名	境 港市郎
建設業許可担当者職氏名	(大臣・知事) 第 9 0 3 4 号
担当者連絡先(電話番号)	

下記のとおり変更があったので、届出をします。

技術者の削除・資格等変更
の場合は、採用年月日の記
載は必要ない。

処理コードに、2「変更」
に入れた者は、国家資格
コード欄には、今回新たに
追加する国家資格コードの
みを記載すること。

記

[illegible]

技能士検定2級などの、その資格に実務経験が必要なものについては、必ず資格者証の他に当該実務経験証明書を提出すること。

実務経験等（001～004及び099）を記入する場合は、担当業種コードを必ず記入すること。

(記入例)

[illegible]

大臣・知事	処理コード			専任	代表	年号			
大臣 知事	新規	変更	抹消	許可の専任技術者	代表取締役の場合	大正	昭和	平成	令和
0:0 3:1	1	2	3	1	1	2	3	4	5

注 「国家資格コード」は、経営事項審査申請要領の「別表（四）業種別技術職員コード表」のコードを記入すること。

注意事項

- 1 TCASに添付すること。
- 2 技術者の退職又は資格の変更（追加）のあった場合は、その事実の発生した時から2週間以内に届け出ること。
- 3 技術者の採用があった場合は、その事実の発生した時から3月経過後、2週間以内に届け出ること。
- 4 新規の者については、「健康保険被保険者標準報酬決定通知書」、「雇用保険被保険者資格所得確認通知書」又は市町村の「住民税特別徴収税額通知書」の写し等を添付すること。
- 5 新規及び変更の場合、国家資格者については資格証明書等の写し（合格通知は、不可とする。）、実務経験者については実務経験証明書（許可様式第9号）を添付すること。
- 6 建設業許可に係る変更がある場合は、建設業法施行規則別記様式第22号の2の写しを添付すること。